

八尾市シェアサイクル実証実験事業 仕様書

1. 事業の目的

八尾市(以下、「本市」とする。)では、以前から市域内、特に高安山麓地域や市南東部地域において点在する観光スポットへの移動手段の構築をはじめ、駅舎から多様な目的地への移動手段や鉄道・バス等の公共交通以外の新たな移動手段の構築が課題とされており、それらの課題に対応するため、新たな移動手段としてシェアサイクルの導入を検討している。

シェアサイクルの導入により、高安山麓地域や市南東部地域での移動、また、駅舎間の移動の円滑化など様々な効果が期待できるものとする。

今回、シェアサイクルを試験的に導入することで、観光客等の移動手段としての有効性や回遊性等の検証を行うとともに、利用状況等のデータをまちづくりに活かすことを目的とする。

2. 事業期間

協定締結日から令和8年6月30日まで

協定締結日から令和5年4月30日までは準備期間、実証実験は令和5年5月1日からとする。

ただし、令和5年5月1日より早期に実施ができる場合は、市と協議すること。

3. 実施場所

本市市域全域。

4. サイクルポート候補地・設置場所

(1) 事業開始時点でのサイクルポートエリア

- ・ 高安山麓地域や市南東部地域を中心に設置すること。
- ・ 事業開始時点で、本市が提供可能なサイクルポート候補地は、別紙1「サイクルポート候補地一覧」参照。ただし、このサイクルポート候補地は、土地所有者、施設管理者、交通管理者(警察)、所管部署などと詳細な協議、調整が必要となる場合があり、変更となる場合もある。
- ・ 駅舎間の移動を円滑にするためのサイクルポートの設置に努めること。なお、駅周辺に市有財産が無い場合等については、民間施設用地の活用も含め積極的に提案を行うこと。

(2) 事業開始後、本市から新たなサイクルポート候補地を提供した場合は、可能な限り使用すること。

その場合、事業者はそれまでの利用状況等を考慮し、候補地周辺の、民間施設用地にサイクルポートを新設するなど、効果的な活用方法を検討すること。

(3) 実施期間中、事業者は、本市に対し、市有財産または、民間施設用地を使用したサイクルポート設置の提案を行うことも可能とする。

(4) サイクルポート候補地の電気使用については、施設管理者等と協議すること。

(5) 事業者が本市の市有財産を使用してサイクルポートを設置した場合において、施設利用者に支障が生じたときは、当該市有財産の使用の中止を命ずることがある。

(6) 実証実験開始後に、違法駐輪、安全性等の理由により、設置したサイクルポートを撤去する必要がある場合は、事前に本市と事業者で協議を行う。

(7) 観光客等の移動の円滑化のため、サイクルポート設置に努めること。

5. 本市と事業者との役割分担

本市と事業者との役割分担は次のとおりとする。

(1) 本市

- ・ 実証実験全体の総括
- ・ サイクルポート用の市有財産の確保
- ・ 市民等への周知、広報(市ホームページ、市政だより、SNS 等)

(2) 事業者

- ・ 事業運営(利用者の募集・登録、料金徴収、自転車の回収・再配置、苦情・問い合わせ対応等)
- ・ 施設(サイクルポート)及び器材(自転車、サイクルラック等)の整備・維持管理及び実証実験終了後の原状回復
- ・ サイクルポート設置場所の安全対策、美観の維持
- ・ シェアサイクルに係る違法駐輪対策(利用者への周知、自転車の回収、苦情対応等)
- ・ 本市が提供するサイクルポート用地以外でのサイクルポート用地の確保
- ・ 利用者への周知・広報・利用率向上に向けた取り組み
- ・ 満足度や交通行動の変化等に関する利用者へのアンケート調査の実施(年1回以上)
- ・ 各種データの収集・整理・分析と本市へのデータ提供
- ・ 事業の改善提案
- ・ 事業報告

(3) その他

- ・ 自転車のメンテナンスや回収・再配置等の業務については、市内事業者との連携を図ること。
上記以外の業務を行う場合は、協議により決定する。

6. 実証実験に係る費用負担

- (1) 本事業の運営に要する費用はすべて事業者の負担とし、本市は、補助金、委託料、その他一切の費用を負担しない。
- (2) 本市が提供するサイクルポート用地の使用または占有に係る費用については、実証実験期間中は免除する。なお、付帯設備(電源や水道等)の使用にかかる費用はこの限りではない。
- (3) 本事業に使用する自転車が放置されたことにより発生した「八尾市放置自転車の防止に関する条例第 12 条」の規定に基づく費用は、事業者の負担とする。なお、当該負担を利用者に請求する場合に生じる紛争については、事業者が責任を持って対応処理すること。
- (4) 違法駐輪、安全性等の理由により、設置したサイクルポートを撤去または移転する必要が生じた場合は、事業者の負担により対応すること。

7. 料金、付帯事業、収支

- (1) 多くの人に利用してもらえるよう適切な料金設定を行うこと。
- (2) 時間単位、日単位等多様な料金プランを用意すること。

- (3) デPOSIT料金を徴収する場合、事業期間の終了などを理由として、利用者が解約を希望するときは、利用者の求めに応じ、確実に料金を返金すること。
- (4) 本事業に付帯または本事業から派生する事業を実施する場合は、事前に本市と協議の上、承認を得ること。
- (5) 本事業における利用料金収入は、全て事業者に帰属する。

8. 利用方法等

- (1) IoTを活用し、利用者がどのサイクルポートでも自転車を借りることができ、また、借りたサイクルポートと別のサイクルポートに返却可能なシステムとすること。
- (2) 市内在住者、通勤・通学者、来街者、外国人等、多くの利用者がスマートフォンやインターネットから簡易に利用登録でき、即日利用可能なシステムとすること。
- (3) 多様な利用者に配慮し、多言語対応とすること。
- (4) 料金收受方法は、盗難や不正利用の防止、確実な決済を担保する観点を考慮し、クレジットカードや電子マネー(交通 IC カード含む)、キャリア決済のうち1つ以上利用できるようにすること。
- (5) 利用方法等は、利用者にとってわかりやすいよう工夫を行うこと。
- (6) 道路交通法の一部改正に伴うヘルメットの着用努力義務に関して、利用者に周知し、着用が進むよう取り組むこと。

9. 自転車の仕様

- (1) 自転車は、地域の景観との調和を考慮したデザインとすること。
- (2) 自転車の車種は、電動アシスト自転車とすること。
- (3) 自転車の位置情報が把握できるような機能を搭載すること。
- (4) 制御装置(ブレーキ)や警音器を備え付けるなど、道路交通法等の関係法令に適合した自転車をを使用すること。また、安全性、操作性、耐久性の高いものとする。
- (5) 自転車には防犯登録を行うなど盗難対策を行うこと。
- (6) 利用者のケガや損害賠償事故(対人・対物)に対応する保険に加入すること。また、管理上の事故または、業務遂行上の事故に対応する保険に加入すること。
- (7) 自転車は、安全に運用するため、週1回以上メンテナンスを行うこと。
- (8) 自転車には、事業者の連絡先等を表示し、利用者が設置場所の施設管理者等に問い合わせることがないように工夫すること。

10. サイクルポートの仕様

- (1) サイクルポートは、地域の景観との調和を考慮したデザインとすること。
- (2) サイクルポートには、原則として自転車ラックを設置すること。(自転車1台につき1基のラックとすること)また、サイクルポートに区画線を引く必要がある場合などは、他の区画と明確に区分すること。
- (3) サイクルポート以外の場所及びサイクルポートのラック数以上に自転車が返却出来ないシステムとし、違法駐輪が起らないような工夫をあらかじめ行うこと。

- (4) サイクルポートの設置に係る手法について、各施設管理者や関係部署などと個々に協議すること。
ただし、設置場所の管理者との協議において設置が認められない場合は本市と協議すること。
- (5) サイクルポートの設置にあたっては、歩行者動線等に配慮し、必要な安全対策を講じること。
- (6) サイクルポートは、原則として無人で貸出・返却が可能なシステムとすること。
- (7) サイクルポートは、設置及び撤去が容易なものとする。
- (8) サイクルポートに電源が必要な場合は、事業者が電源を確保すること。
- (9) サイクルポートは、安全に運用するため、定期的にメンテナンスを行うこと。
- (10) サイクルポート設置場所及びその周辺は常に清潔に保ち、定期的に清掃を行うこと。
- (11) サイクルポートには、利用方法、事業者の連絡先等を表示し、利用者が設置場所の施設管理者等に問い合わせることがないように工夫すること。
- (12) 実証実験終了後は、事業運営のために設置したサイクルポート、その他の設備を撤去し、原状回復を原則とすること。

11. 運営方法

- (1) トラブル防止や緊急時等の対応を速やかに行うため、管理責任者及び現場運営責任者を明らかにすること。
- (2) 全てのサイクルポートについて、第三者から苦情等が発生した場合は、責任を持って対応すること。
- (3) 事故・トラブル等が生じた場合は、速やかに対応すること。また、利用者からの問い合わせに対応できるよう、コールセンター等を設置すること。
- (4) 配置している自転車に偏りが生じた場合は、利用者に支障をきたさないよう、台数を平準化するなど、サイクルポート間で自転車の再配置を行うこと。
- (5) サイクルポートに本事業と関係のない自転車が止められないよう配慮するとともに、止められている場合は早期に適切な対応を行うこと。
- (6) 利用者に対して自転車を放置させないよう周知徹底するとともに自転車がサイクルポート以外の場所に放置された場合は、速やかに回収すること。
- (7) 利用者に対して交通ルールやマナー等の啓発を行うこと。
- (8) 利用者の個人情報及び情報資産は、八尾市個人情報保護条例等関係法令に基づき適正に管理すること。
- (9) 資金調達、物価、金利の変動、需要の変動等の事業実施に伴うリスクについては、事業者の負担とすること。

12. 事業報告

- (1) 月次報告書に次の内容を記載し、実施月の翌月 15 日までに本市に提出すること。
月毎の利用状況、収支、その他本市が指示する事項。
- (2) 年次報告書に次の内容を記載し、翌年度4月中に本市に提出すること。
年度毎の利用状況、収支、その他利用者の移動記録等が分かる各種データ、本市でのシェアサイクル事業の課題等、利用者の満足度等に関するアンケート実施結果、その他本市が指示する事項。

なお、令和8年4月分については、次の最終報告書に含めて報告することも可能とする。

(3)最終報告書に次の内容を記載し、令和8年6月30日までに本市に提出すること。

令和8年4月末までの3年間の利用状況、収支、効果検証、その他利用者の移動記録等が分かる各種データ、シェアサイクル事業の課題等及び解決方法、利用者の満足度等に関するアンケート実施結果、その他本市が指示する事項。